

延岡市産材製品販売促進支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、延岡市産材の利用促進及び地域経済の活性化を目的とし、延岡市産材製品の販路を拡大するため、当該製品の取引に係る輸送に要する費用に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、延岡市補助金等の交付に関する規則（昭和50年規則第2号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 この要綱に基づく補助金（以下「補助金」という。）の交付の対象となる者は、木材製品の製造加工業者であって、市内に住所を有する個人事業主又は市内に事業所を有する法人とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助金の交付の対象としない。

- (1) 延岡市暴力団排除条例（平成23年条例第22号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第3号に規定する暴力団関係者
- (2) 市税（国民健康保険税を含む。）に滞納がある者
- (3) その他市長が補助金の交付が不相当と認める者

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、市内において延岡市産材を用いて製造加工された木材製品を九州（沖縄県を除く。）外の取引業者へ納品するための輸送とする。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に係る経費（消費税及び地方消費税相当額を除く。）のうち、次に掲げるものとする。

- (1) 補助金の交付を受ける年度において新規開拓した取引業者への納品及び新規開拓を行うための延岡市産材を用いて製造加工された木材製品サンプルの提供に係る輸送に要する費用（補助対象者が他者に輸送を依頼した場合の費用に限る。次号において同じ。）
 - (2) 一の取引業者（前号の取引業者を除く。）への納品に係る輸送に要する費用について、補助金の交付を受ける年度の納品に係る輸送に要する費用と前年度の納品に係る輸送に要した費用を比較して増加した費用
- 2 補助金の交付を受ける者が、補助対象経費について他の補助金等を受ける場合は、前項に規定する補助対象経費から当該他の補助金等の額を除くものとする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1の金額（千円未満の端数を生じるときはこれを切り捨てた額）とし、200,000円を上限とする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付の申請をしようとする者は、補助金等交付申請書（規則様式第1号）に次の書類を添えて、補助対象事業の終了した日の属する年度の翌年度の5月中に市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書（様式第1号）

- (2) 誓約書(様式第2号)
- (3) 市税等完納証明書
- (4) 第4条第1項各号に規定する補助対象経費の支出を証する書類
- (5) 延岡市産材であることが確認できる書類
- (6) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第7条 市長は、補助金の交付の申請があったときは、申請期間終了後、速やかに当該申請の内容を審査し、補助金の交付又は不交付の決定を行い、補助金等交付決定通知書(規則様式第2号)又は補助金等不交付決定通知書(規則様式第3号)により、補助金の交付の申請をした者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第8条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金等請求書(規則様式第7号)を市長に提出しなければならない。

(手続の省略)

第9条 補助金の交付については、次に掲げる手続を省略するものとする。

- (1) 規則第3条第1項に規定する事業計画書及び収支予算書の提出
- (2) 規則第12条第1項第1号に規定する収支計算書の提出
- (3) 規則第13条第1項に規定する補助金の額の確定

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、令和4年9月16日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

(要綱の失効)

- 2 令和10年3月31日に限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、令和5年3月10日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年8月21日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和7年1月16日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和8年5月1日から施行し、令和8年4月1日から適用する。